

告 示

埼玉県告示第千三百七十九号

令和四年埼玉県告示第八百七十二号で公示した公共測量は、令和五年三月二十四日終了した旨測量計画機関である埼玉県地域整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕